

改正 平成11年3月30日条例第5号  
平成12年3月29日条例第24号  
平成12年12月25日条例第48号  
平成14年3月29日条例第26号  
平成15年3月28日条例第17号  
平成20年3月21日条例第16号  
平成22年3月25日条例第20号  
平成23年3月28日条例第19号  
平成24年3月26日条例第27号  
平成25年3月29日条例第28号  
平成26年3月24日条例第29号  
平成27年6月19日条例第2号  
平成28年3月25日条例第32号  
平成29年3月23日条例第25号  
平成30年3月23日条例第27号  
令和元年12月18日条例第17号  
令和3年9月27日条例第9号  
令和4年9月26日条例第11号

勝山市水道事業給水条例(昭和34年勝山市条例第8号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、勝山市水道事業の給水についての料金、加入金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

(給水区域、給水人口及び1日最大給水量)

第2条 勝山市水道事業の給水区域は、別表に定めるところによる。

2 給水人口は、23,400人とする。

3 1日最大給水量は、17,000立方メートルとする。

(給水装置の定義)

第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために市長の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

第4条 給水装置は、次の2種とする。

(1) 専用給水装置 1戸又は1箇所専用するもの

(2) 私設消火栓(以下「消火栓」という。) 消防用に使用するもの

(給水装置の新設等の申込み)

第5条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項ただし書)の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の申込みにあたり、市長が必要と認めるときは、利害関係人の同意書又はこれに代わる書類の提出を求めることができる。

3 給水装置の設置又は管理に関し、利害関係人その他の者から異議があるときは、給水装置工事申込者の責任とする。

(開発等の事前協議)

第6条 開発行為を行おうとするものは、その給水方法、費用負担、施設の維持管理等について、あらかじめ市長と協議し、同意を得なければならない。

2 前項について必要な事項は、市長が別に定める。

(新設等の費用負担)

第7条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、市長が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第8条 給水装置工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に市長の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により、市長が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

4 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、給水装置の構造を水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第5条に定める基準に適合させなければならない。

5 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、政令第5条に定める基準に適合する材料を使用しなければならない。

(給水管及び給水用具の指定)

第9条 市長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 市長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第10条 市長が施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、市長が別に定める。

(工事費の予納)

第11条 市長に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めた工事については、この限りではない。

2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に精算する。

(給水装置の変更等の工事)

第12条 市長は、配水管の移転その他特別の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても当該工事を施行することができる。

(給水の原則)

第13条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか制限又は停止することはない。

2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても市は、その責を負わない。

(給水契約の申込み)

第14条 水道を使用しようとする者は、市長が定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第15条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき、又は市長において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を定め、市長に届け出なければならない。代理人に変更があったときもまた同様とする。

(管理人の選定)

第16条 次の各号の一に該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、市長に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) その他市長が必要と認めた者

2 市長は、前項の管理人を不適当と認めるときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第17条 給水量は、市の水道メーター(以下「メーター」という。)により計量する。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りではない。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は市長が定める。

3 市長は、使用水量を計量するため特に必要があると認めるときは、受水タンク以下の装置に市のメーターを設置することができる。

4 メーターの位置が管理上不適当となったときは、市長は所有者又は使用者の負担においてこれを変更改善させることができる。

(メーターの貸与)

第18条 メーターは、市長が設置して、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道使用者等」という。)に保管させる。

2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 保管者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第19条 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(1) 給水装置の使用をやめるとき。

(2) メーターの口径(以下「口径」という。)を変更するとき。

2 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。

(2) 給水装置の所有者に変更があったとき。

(3) 管理人に変更があったとき又はその住所に変更があったとき。

(消火栓の使用)

第20条 消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。

2 消火栓を消防の演習に使用するときは、あらかじめ市長に届出をするとともに消防職員の立会を要する。

3 消火栓を消防用に使用したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(水道使用者等の管理上の責任)

第21条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し又は漏水しないよう、給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに市長に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第22条 市長は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

(料金の支払義務)

第23条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の使用者から徴収する。

(料金)

第24条 料金は、次の表のとおりとする。

(1か月につき)

料金	基本料金		超過料金(1立方メートルにつき)			
			第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
メーター口径別	水量	料金	10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	100立方メートルを超える分
13ミリメートル	10立方メートルまで	1,265円	132円	148.5円	154円	181.5円
20ミリメートル		1,430円				
25ミリメートル		1,650円				
40ミリメートル		1,870円				
50ミリメートル		2,640円				
75ミリメートル		4,675円				
100ミリメートル		7,040円				

2 料金は、[第1項](#)に基づき各月ごとに[前項](#)により算定した基本料金と超過料金を合計した額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(料金の算定)

第25条 料金は、毎月定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ市長が定めた日をいう。)にメーターの点検を行い、その計量した使用水量をもって、定例日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、市長は定例日以外の日に点検を行うことができる。

2 市長は、悪天候や災害などによりメーターの点検が困難であると認めたときは、[前項](#)の規定にかかわらず、メーターの点検を行わずに料金を算定できるものとする。

(資料の提出)

第25条の2 市長は、料金を算定するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。

(使用水量の認定)

第26条 市長は、[次の各号](#)の一に該当するときは、使用水量を認定する。

- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) 冬期間の積雪によりメーターの点検ができないとき。
- (3) 使用水量が不明のとき。
- (4) [前3号](#)に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

(特別な場合における料金の算定)

第27条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、次のとおりとする。

- (1) 使用日数が15日を超えないときは、基本料金は半月分とする。
- (2) 使用日数が15日を超えたときは、基本料金は1か月分とする。
- (3) 使用水量が基本水量を超えた場合は、基本料金と超過料金を合算する。

2 月の中途において口径を変更した場合の料金は、その使用日数の多い口径の料金によって算定し、その使用日数が等しいときは、変更後の口径の料金により算定する。

(料金の徴収方法)

第28条 料金は、口座振替又は直接納付の方法により毎月徴収する。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りではない。

2 使用を中止又は廃止したときは、その都度料金を算定し、これを徴収する。

(加入金)

第29条 加入金は、給水装置の新設又は改造(メーターの口径を増す場合に限る。以下この条において同じ。)の申込者から、[次の各号](#)に定める額を申込みの際、これを徴収する。

- (1) 新設 メーターの口径に応じ[次の表](#)に掲げる額

メーターの口径	加入金の額
13ミリメートル	33,000円
20ミリメートル	55,000円
25ミリメートル	110,000円
40ミリメートル	330,000円
50ミリメートル	550,000円
75ミリメートル	1,100,000円
100ミリメートル	1,760,000円

- (2) 改造 改造後のメーターの口径に対応する[前号](#)に規定する額から、改造前のメーターの口径に対応する[前号](#)に規定する額を控除した額

2 工事申込後の設計変更により、メーターの口径を増した場合による不足の加入金は、設計変更の際、これを徴収する。

3 既納の加入金は、還付しない。ただし、工事着手前に工事を取り止めた場合、又は工事中の設計変更により生じた差額については、この限りではない。

(負担金)

第30条 負担金は、給水装置の新設の申込者から、区域に応じ[次の表](#)に定める額を申込みの際、これを徴収する。

区域名	負担金の額
元町、昭和町(一部の区域を除く。)、旭町、立川町、本町、栄町、沢町、芳野町、若猪野、高島、西高島、毛屋(毛屋町を除く。)、滝波町、郡町、長山町(一部の区域を除く。)、千代田	77,000円
昭和町の一部、旭毛屋町、毛屋町、猪野、片瀬、片瀬町、平泉寺の一部、岡横江、五本寺、黒原、寺尾、浄土寺、長山町の一部、新保、松ヶ崎	126,500円

猪野口	220,000円
郡原、芳野原、平泉寺(一部の区域を除く。)、赤尾、笹尾、大渡、壁倉、岩ヶ野、神野、経塚、平泉寺町上野、菟谷、竹林、聖丸、深谷、薬師神谷、牛ヶ谷、北野津又、松田、田名部、布市、清水島、北新在家、別所、境、戸倉、西ヶ原、荒土町新道、細野口、北宮地、堀名、中清水、伊波、妙金島、西妙金島、檜曾谷、新町、志比原、上森川、下森川、東野、北郷町上野、伊知地、坂東島、嶗崎、大袋、遅羽町新道、北山、蓬生、中島、比島、保田、西光寺、北西俣、矢戸口、本郷、西遅羽口、東遅羽口、杉俣、志田、発坂、保田出村	231,000円
暮見、栃神谷、下荒井、木根橋、北六呂師、大矢谷、谷、河合の一部	330,000円

2 市長は、給水装置を新設しようとする者から、配水管その他の水道施設(以下「配水管等」という。)の設置されていない場所、又は配水管等が設置されていてもその能力が限界に達している場所における配水管等工事の申込みを受け、新たに配水管等の設置を必要とするときは、当該申込者から配水管等の設置に要する費用及びこれに付随する費用に相当する額を負担金として納入させることができる。

3 前項に規定する負担金の額は、市長が別に定める。

4 既納の負担金は、還付しない。ただし、工事着手前に工事を取り止めた場合は、この限りではない。  
(手数料)

第31条 手数料は、次の各号に定める額を申込みの際、これを徴収する。ただし、市長が、特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後徴収することができる。

(1) 法第16条の2第1項の指定をするとき。

1件につき 13,750円

(2) 法第16条の2第1項の指定の更新をするとき。

1件につき 11,000円

(3) 第8条第2項の設計審査(使用材料の確認を含む。)をするとき。

1件につき 110円

(4) 第8条第2項の工事の検査をするとき。

1件1回につき 550円

(5) 第19条第1項第1号の給水装置の使用をやめるとき。

1件につき 1,100円

(6) 各種証明手数料

1件につき 330円

2 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りではない。

(料金、加入金、負担金及び手数料等の減免)

第32条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、加入金、負担金、手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。

(給水装置の検査等)

第33条 市長は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第34条 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。

(給水の停止)

第35条 市長は、次の各号の一に該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 水道の利用者が、第10条の工事費、第21条第2項の修繕費、第24条の料金、第31条の手数料その他この条例の規定により納付する金額を指定期限内に納入しないとき。

(2) 水道の利用者が、正当な理由がなく、第25条の使用水量の計量又は第33条の検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) 水道利用者が死亡し、その相続人がいない又はその相続人が確認できないとき。

(4) 水道利用者が長期入院等により、明らかに給水装置が当分の間使われないと判断できるとき。

(5) 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第36条 市長は、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

(1) 給水装置所有者が60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の利用者がいないとき。

(2) 給水装置が使用中止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めるとき。

(過料)

第37条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科すことができる。

(1) 第5条の承認を受けずに、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項ただし書の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者

(2) 正当な理由がなく、第17条第2項のメーターの設置、第25条の使用水量の計量、第33条の検査又は第35条の給水の停止を拒み、又は妨げた者

(3) 第21条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者

(4) 第24条の料金、第29条の加入金、第30条の負担金又は第31条の手数料の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為をした者

(料金等を免れた者に対する過料)

第38条 市長は、詐欺その他不正の行為によって第24条の料金、第29条の加入金、第30条の負担金又は第31条の手数料を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(貯水槽水道に関する市の責務)

第39条 市長は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 市長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報の提供を行うものとする。

(貯水槽水道の設置者の責務)

第40条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

(委任)

第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

2 この条例施行の際、改正前の条例によってなされた承認、検査その他の処分又は申込み、届出その他の手続は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成11年3月30日条例第5号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月29日条例第24号)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成12年12月25日条例第48号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年3月29日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年3月28日条例第17号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月21日条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(使用料に係る特例)

2 この条例による改正後の勝山市水道事業給水条例(以下「改正後の条例」という。)の規定にかかわらず、平成20年3月31日現在において改正前の勝山市簡易水道の設置及び管理に関する条例(昭和33年勝山市条例第3号。)に規定する鹿谷地区簡易水道を施行日前から継続して使用している者に係る簡易水道使用料に限り、平成20年3月検針日以後から平成20年3月31日までの間に料金の支払いを受ける権利の確定される者に係る鹿谷地区簡易水道使用料については、上水道料金として平成20年4月検針分に含めて適用する。

(負担金に係る特例)

3 改正後の条例第30条第1項の規定に係わらず、平成20年3月31日現在において改正前の勝山市簡易水道の設置及び管理に関する条例に規定する鹿谷地区簡易水道の給水装置の所有者で、かつ、平成20年4月1日までに改正前の条例第5条第1項の規定による市長が定める給水装置台帳を市長に申し込み、その承認を受けた者に限り、区域に応じ次の表に定める額に100分の105を乗じて得た額を負担金として納入させることができる。

区域名	負担金の額
保田、西光寺、北西俣、矢戸口、本郷、西遅羽口、東遅羽口、杉俣、志田、発坂、保田出村	117,000円

附 則(平成22年3月25日条例第20号)

(施行期日等)

- この条例中第1条の改正規定は平成23年4月1日から、第2条の改正規定は平成24年4月1日から施行する。ただし、第1条中第25条の次に1条を加える改正規定は、平成22年4月1日から施行する。
- 前項の場合において、第1条の改正規定(第25条の次に1条を加える部分を除く。)は平成23年5月定例日の属する月分から平成24年4月定例日の属する月分までの料金について、第2条の改正規定は平成24年5月定例日の属する月分以後の料金について適用する。

附 則(平成23年3月28日条例第19号)

(施行期日)

- この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 改正後の条例第30条第1項の規定にかかわらず、平成23年3月31日現在において改正前の勝山市簡易水道の設置及び管理に関する条例に規定する平泉寺地区簡易水道の給水装置の所有者で、かつ、平成23年4月1日までに改正前の条例第5条第1項の規定による市長が定める給水装置台帳を市長に申込み、その承認を受けた者に限り、215,500円を負担金として納入させることができる。

附 則(平成24年3月26日条例第27号)

- この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 改正後の条例第30条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日現在において改正前の勝山市簡易水道の設置及び管理に関する条例に規定する木根橋地区飲料水供給施設の給水装置の所有者で、かつ、平成24年4月1日までに改正前の条例第5条第1項の規定による市長が定める給水装置台帳を市長に申込み、その承認を受けた者に限り、79,000円を負担金として納入させることができる。

附 則(平成25年3月29日条例第28号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月24日条例第29号)

(施行期日)

- この条例は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。  
(水道料金に係る経過措置)
- 改正後の条例第24条の3の規定に係わらず、施行日前から継続して水道を使用している者に係る料金で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の額が確定するものに係る料金(施行日以後、初めて料金の額が確定する日が同月30日後であるものにあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて確定する料金の額を、前回確定日(その直前の料金の額が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後、初めて料金の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成26年4月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分とする。)については、なお従前の例による。
- 前項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。  
(谷地区簡易水道の上水道統合にかかる負担金)
- 改正後の条例第30条第1項の規定にかかわらず、平成26年3月31日現在において改正前の勝山市簡易水道の設置及び管理に関する条例に規定する谷地区簡易水道の給水装置の所有者で、かつ、平成26年4月1日までに改正前の条例第5条第1項の規定による市長が定める給水装置台帳を市長に申込み、その承認を受けた者に限り、23,000円を負担金として納入させることができる。

附 則(平成27年6月19日条例第2号)

この条例は、平成27年7月1日から施行する。

附 則(平成28年3月25日条例第32号)

(施行期日)

- この条例は、平成28年4月1日から施行する。  
(北野津又地区簡易水道の上水道統合に係る加入金及び負担金)
- この条例による改正後の勝山市水道事業給水条例第29条第1項及び第30条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日現在において、勝山市簡易水道の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成28年勝山市条例第 号)による改正前の勝山市簡易水道の設置及び管理に関する条例(昭和33年勝山市条例第3号)に規定する北野津又地区簡易水道の給水装置の所有者で、かつ、平成28年4月1日までに勝山市水道事業給水条例第5条第1項の規定による市長が定める給水装置台帳を市長に申込み、その承認を受けた者に限り、加入金及び負担金を免除するものとする。

附 則(平成29年3月23日条例第25号)

(施行期日)

- この条例は、平成29年3月31日から施行する。

(北郷地区簡易水道の上水道統合にかかる負担金)

- 2 この条例による改正後の条例第30条第1項の規定にかかわらず、平成29年3月31日現在において勝山市簡易水道の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成28年勝山市条例第 号)による改正前の勝山市簡易水道の設置及び管理に関する条例(昭和33年勝山市条例第3号)に規定する北郷地区簡易水道の給水装置の所有者で、かつ、平成29年3月31日までに勝山市水道事業給水条例第5条第1項の規定による市長が定める給水装置台帳を市長に申込み、その承認を受けた者に限り、147,000円を負担金として納入させることができる。

附 則(平成30年3月23日条例第27号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月18日条例第17号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年9月27日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年9月26日条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の条例第24条及び第28条の規定は、令和5年2月定例日の属する月分以降の料金から適用し、施行日前の料金の徴収については、なお従前の例による。

別表(第2条関係)

給水区域

地区	区域
勝山	元町、昭和町、旭町、旭毛屋町、立川町、本町、栄町、沢町、芳野町、郡原、芳野原
猪野瀬	猪野口、若猪野、高島、西高島、毛屋、猪野、片瀬、片瀬町
平泉寺	平泉寺、岡横江、赤尾、笹尾、大渡、壁倉、岩ヶ野、神野、経塚、上野、大矢谷
村岡	滝波町、郡町、五本寺、黒原、枳神谷、寺尾、浄土寺、長山町
野向	竜谷、竹林、聖丸、深谷、薬師神谷、牛ヶ谷、北野津又
荒土	松田、田名部、布市、清水島、北新在家、別所、境、戸倉、西ヶ原、新道、細野口、北宮地、堀名、中清水、伊波、妙金島、新保、松ヶ崎
北郷	西妙金島、檜曾谷、新町、志比原、上森川、下森川、東野、伊知地、坂東島、上野
遅羽	下荒井、嶗崎、大袋、新道、北山、蓬生、中島、千代田、比島
鹿谷	保田、西光寺、北西俣、矢戸口、本郷、西遅羽口、東遅羽口、杉俣、志田、発坂、保田出村
北谷	木根橋、北六呂師、谷、河合の一部